



道徳性を養う : 道徳的な判断力、心情、・・・
「特別の教科 道徳」 坂本榛香先生

「特別の教科 道徳」における目標は、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることです。



道徳科の授業研究(坂本先生)を10月30日(金)に行いました。『ライバル』という教材を用い、「友情の尊さを理解して心から信頼できる友達を持ち、互いに励まし合い、高め合おうとする態度を育てる」ことをねらいとして授業を展開しました。子供たちは、登場人物の心情を読み取り、「自分だったら・・・」と自己の生き方について考えを深めました。



<友達はどうな考え?>

なぜ道徳が「特別の教科」に?

道徳が教科化に至った背景はいくつかありますが、そのなかでも大きいのが、「いじめに関する痛ましい事案」です。2010年代、中学生がいじめを苦に自らの命を絶ったり、少年らの暴行によって死亡したりといった事件が報道され、社会に衝撃を与えました。それらを踏まえ、いじめの防止に向けて、『特別の教科 道徳』の充実が重要視されました。

コロナ禍にある今、友達を始めとする人々に対する「思いやりの心」が大切です。表郷中学校だより「ポプラ」第23号に、「白河市思いやり条例」に関して載せました。条例の一部を下記に掲載します。表郷中学校が思いやりに溢れた学校になるよう保護者の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。



<校内球技大会第1位：3年1組>

白河市思いやり条例

白河市条例第38号
令和2年10月7日

(目的)

第1条 この条例は、**新型コロナウイルス感染症**（**新型インフルエンザ等対策特別措置法**（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する**新型コロナウイルス感染症**をいう。）をはじめとする**疾病、障がい、性別等を理由とした誹謗中傷又は偏見に基づく差別的な言動**（以下「**不当な差別等**」という。）による**社会的な孤立をなくし、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、互いに支え合う住みよい地域社会を実現**することを目的とする。

(市の責務)

第2条 ……(略)……

(市民の責務)

第3条 市民は、**互いに思いやりの心を持って、不当な差別等を行わないよう努めるとともに、これをなくすため市及び関係機関等の施策に協力するものとする。**



<対戦前に：3年1組・2組合同で>